



令和3年7月28日
住宅都市局みどり運営課
中央区維持管理課

市政記者 各位

警固公園の利用制限について

福岡県からの要請を受け、新型コロナウイルス感染拡大につながる密集・密接を回避するため、警固公園の一部区域（ベンチ、遊具等含む）について、立ち入りを制限しますので、お知らせ致します。

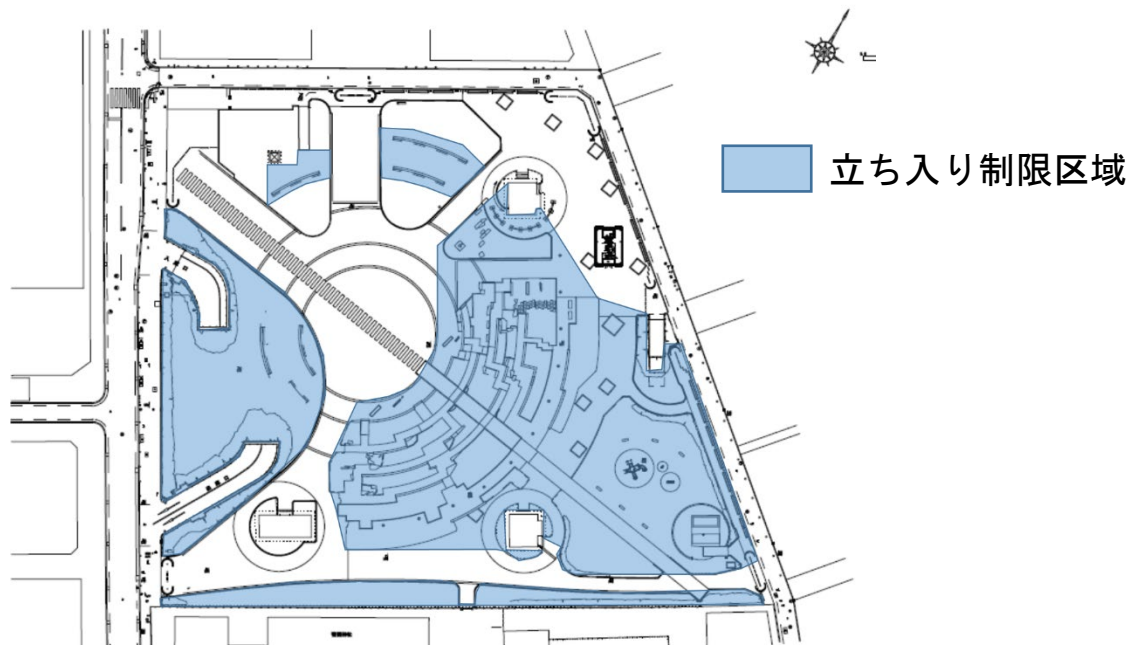
○ 実施期間

令和3年8月1日(日)から令和3年8月29日(日)まで

○ 立ち入りを制限する区域

下図のとおり

※トイレ、地下駐車場及び地下駐輪場はご利用いただけます。



【問合せ先】

住宅都市局みどり運営課 藤間 TEL 092-711-4407